

平成 30 年 3 月版

山梨県学校防災指針

学校の災害対策編

(学校防災管理マニュアル作成指針)

4章 災害からの復旧

(教育活動再開に向けた対応)

平成 30 年 3 月

山梨県教育委員会

目 次

学校の災害対策編 4章 災害からの復旧		ページ
1 授業の再開	(1) 児童生徒等の被災状況等の把握	2
	(2) 教職員の被災状況等の把握	2
	(3) 施設設備等の確保	3
	(4) 教育環境の整備	3
	(5) 教育委員会の役割	3
	(6) 教育活動の再開の決定及び連絡	3
2 心のケア	(1) 子どもの心のケア	4
3 避難所が長期化した場合の対応	(1) 避難所の開設期間	7
	(2) 教育委員会の対応	7
	(3) 教職員の負担軽減への配慮	7

1 授業の再開

(1) 児童生徒等の被災状況等の把握

- ・ 児童生徒等及びその家族や住居の被災状況等を把握する。
- ・ 児童生徒等の避難先を把握し、一覧表を作成する。
- ・ 緊急時の転出入の取扱いについては、国及び県から出される通知に従い柔軟に対応する。
- ・ 緊急に他校へ転出する場合は、保護者等が学校へ連絡するよう、あらかじめ指導しておく。

児童生徒等の避難先一覧表 (例)

年 月 日現在								
学年組	番	氏 名	性別	保護者名	自宅住所 自宅電話 携帯電話	避難先 電話	生徒の状況 家族の状況	通学方法

(2) 教職員の被災状況等の把握

- ・ 教職員及びその家族や住居等の被災状況等を把握する。

教職員の避難先一覧表 (例)

年 月 日現在						
職	氏 名	性別	自宅住所 自宅電話 携帯電話	避難先 電話	本人の状況 家族の状況	通勤方法

(3) 重篤な事故が起こった場合

- ・学校は、被害児童生徒等の保護者の意向も踏まえ学校の設置者が必要と判断した事故に対する「基本調査」を実施する。
- ・学校の設置者は、基本調査等を踏まえ必要な場合に「詳細調査」を実施する。

(4) 施設設備等の確保

- ・教育委員会と協議し、被災建築物応急危険度判定士に危険度の判定を依頼し、使用可能な施設を明らかにする。
- ・教育活動再開のために最低限必要となる教室、管理のための職員室、校長室、事務室、救護のための保健室等が確保できるか確認する。
- ・学校施設の被災状況が著しい場合は、教育委員会と協議し、学校外の公共施設等を使用して教育活動を実施できるか協議する。
- ・上・下水道、電気、ガス、電話等、ライフラインの復旧状況を把握し、早期に教育活動が再開できるよう関係機関に要請する。

(5) 教育環境の整備

- ・PTA等と協力し、通学路の安全確認を行う。
- ・教科書の滅失及びき損状況を把握するとともに、国及び県の通知に従って不足教科書の確保に努める。
- ・教科書が給与されるまでの間は、教職員が作成した教材等による学習を実施するなど工夫する。
- ・使用できる施設が不足する場合は、二部授業や、他の公共施設、公園等における青空教室も検討する。
- ・非常時の実態に即した暫定的なカリキュラムを編成する。
- ・必要に応じて、大学などに在籍する学生ボランティア等に、教育活動への支援を要請する。

(6) 教育委員会の役割

- ・教育委員会は、授業再開にあたり、次にあげる事項等について対応し、授業再開の方法、学校の運営、授業再開の決定等について校長を指導、援助する。
 - 校舎等の学校施設の復旧あるいは仮設校舎の建設、代替施設等の提供
 - 所管する学校間の教職員の応援態勢の確立と、他の教育委員会との調整
 - 教科書、学用品等の給与
 - 避難所と教育活動の場としての学校施設の調整
- 児童生徒の実態に応じてスクールカウンセラーを県教育委員会に要請する。

(7) 教育活動の再開の決定及び連絡

- ・校長は、通学路、施設、児童生徒等、教職員の状況を総合的に判断し、教育委員会に協議の上、教育活動再開の時期を決定する。
- ・児童生徒等及び保護者への連絡は、地域防災無線放送や報道機関を活用するとともに、校区内に貼り紙をするなどして連絡する。
- ・避難所として学校を利用する避難住民との混乱を避けるために、学校の教育活動再開の方針について、避難所運営組織を通じて避難住民に協力を要請する。

2 心のケア

(1)子どもの心のケア

児童生徒等は災害の体験により、心に様々な傷を受けストレス反応等の症状が現れる。教職員は、保護者と連携をとり家庭での状況を把握するなど、児童生徒等の心の健康に十分に留意するとともに、学校医及びスクールカウンセラー等と連携をとるなかで、回復のために的確な対応をする。

学校再開時に心がける基本的な事項

- ・「みんなで一緒にすごせて、楽しい学校」をコンセプトにすべての取組を行う。
 - ・可能な限り、「学校が安心で安全な場所」と感じられる工夫を行う。
 - ・児童生徒等の状況に応じて、教育課程の修正や学習環境の配慮を行う。
 - ・過度な頑張りによる心身のダメージを防ぐためにリラクゼーションを取り入れ、休憩時間の確保等を柔軟に行う。
 - ・心の安定を取り戻すため、災害に伴う体験を表現することは大切である。児童生徒等が自らの体験を表現した場合には、受容的な態度で聴き、安全感や安心感を得られるよう声かけをする。
 - ・「大丈夫?」「無理しないで」といった安心感を与えるような言葉かけを行う。
-
- ・以下の状態が見られる場合は、専門機関への紹介を検討する。
 - a 不眠症状が続く。
 - b 食欲の低下が持続し、体重が減少している。
 - c 不登校、引きこもりが、長期化している。
 - d 抑うつ症状、PTSD症状、解離症状が続いている。
 - e 自殺念慮や自殺企図が認められる。

児童生徒等の心のケアの基本的な進め方

- ア 児童生徒等の実態把握
被災状況や、観察、問診とともに、チェックリストなどを利用すると良い。
- イ ストレスに関する学習とリラクゼーション体験
ストレスマネジメント教育の指導案を利用すると良い。
競争を伴わず、仲間と笑いながら活動、遊びや生産的な作業を通して、心の回復力が高まる。
- ウ 児童生徒等に対する個別面接
回復のために役立つ要素の確認やハイリスク児童生徒等の把握を行う。
いつでも相談できるという安心感を与える。
- エ 児童生徒等の状況変化の確認と専門的ケアの必要な児童生徒等の支援、他機関と連携
時間経過にともなった心理的影響の変化を確認する。
- オ スクールカウンセラーの利用
実態把握やストレスマネジメント教育、個別面接などにおいて、教職員の支援として利用する。

相談体制の確立

教職員は、まず、保護者と十分な連携をとることが大切である。また、事前に確立した相談体制に基づいて学校医、スクールカウンセラーと連携をとり、児童生徒等の心のケアにあたる。さらに、状況に応じて、医療機関等専門機関への紹介を検討する。

「心のケア」に係る参考資料

文部科学省 子どもの心のケアのために ―災害や事件・事故発生時を中心に―

http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1297484.htm

東北地方太平洋沖地震メンタルヘルス情報サイト内資料

災害 子どもの悲観ガイドブック（教育者、保護者向け）

http://www.ncnp.go.jp/pdf/mental_info_childs_guide.pdf

災害 子どもの心のケア（一般支援者向け）

http://www.ncnp.go.jp/pdf/mental_info_childs.pdf

災害 子どもの保護者向けリーフレット

http://www.ncnp.go.jp/pdf/mental_info_childs_guardian.pdf

災害 障害児への対応の手引き

http://www.ncnp.go.jp/pdf/mental_info_handicapped_child.pdf

災害 発達障害をもつ保護者の方へ

http://www.ncnp.go.jp/pdf/mental_info_handicapped_child_guardian.pdf

岩手県立総合教育センター>いわて子どものこころのサポート

http://www1.iwate-ed.jp/tantou/tokusi/h23_kokoro_s/kokosapo_top.html

東北地方太平洋沖地震と心のケア日本心理臨床学会・支援活動委員会

<http://heart311.web.fc2.com/index.html>

心のケア（図解） PTSD 関係

災害や事件・事故に子どもが遭遇すると、恐怖や喪失体験などにより心に傷を受け、「その時の出来事を繰り返し思い出す」、「遊びの中で再現する」などの症状に加え、「情緒不安定」、「睡眠障害」などが現れ、生活に大きな支障を来すことがあります。こうした反応はだれにでも起こり得ることであり、ほとんどは、時間の経過とともに薄れていきますが、このような状態が4週間以上長引く場合を「外傷後ストレス障害〔(Posttraumatic Stress Disorder)〕（以下「PTSD」という。）と言います。そのため、日ごろから健康観察を徹底し、情報の共有を図るなどして、問題の早期発見に努め、子どもや保護者等に対する支援を行い、PTSDの予防と対応を図ることが大切です。



(出典：『学校の危機管理マニュアル』改訂版 文部科学省 2007年一部改変)

3 避難所が長期化した場合の対応

(1) 避難所の開設期間

避難所の開設は、災害の発生した日から7日以内とされ、特別な場合は厚生労働大臣の承認が必要である。

実際には避難所開設が長期間に及ぶこともあり、東日本大震災では、避難所（学校）から全ての避難者が退去したのが、発生から5ヶ月後（8月中旬）だったとの報告が行われている。

(2) 教育委員会の対応

学校設置者である当該教育委員会は学校におかれた避難所が長期化すると予想される時は、当該市町村に避難所の早期解消を要請し、長期間学校が使用できないときは、代替施設等の確保に努めると共に、各学校に二部授業の実施等を指示する。

(3) 教職員の負担軽減への配慮

教職員の避難所運営管理業務への支援、協力は、災害発生後の初期段階における緊急対応に限定し、学校が、教育活動の再開に向けて迅速に取り組みを開始できるように配慮すべきである。

そのために、学校は設置者である当該教育委員会を中心に連携し、地域住民等による避難所運営組織の編成や、避難所管理運営業務に当たる行政職員の人員・役割等の明確化を、当該市町村に対してあらかじめ要請する必要がある。